

「重点的な取組」の項目について

重点的な取組	進展度				検討（1） 直近2年間 の進展度 ※1	検討（2） 県民の結婚や妊娠の希望をかなえる 上で特に必要と考えられるもの	検討（3） 社会的ニーズの高いと考えられる もの	結論 「重点的な取組」とする項目	項目名、取組内容等
	H27	H28	H29	H30					
1 ライフプラン教育の推進	☺	☺	☺	☺ (ある程度進んだ)		○医学的に男女とも歳を重ねると子どもができにくくなるなどの知識を得ることで、子どものいる生活を希望する人のライフデザインの実現性を高める。			25 市町及び約8割の県立高校においてライフプラン教育が実施されており、今後、内容の充実は必要であるものの、引き続き長期的に取り組んでいくことで、より子どもたちへの浸透が期待されると考える。このため、計画期間で集中的に取り組む重点的な取組とはせず、今後も継続して子どもへの啓発やセミナーによる関係者への普及等を通じて、ライフデザインを考える機会を提供していく。
2 若者の雇用対策	☺	☺	☺	☺ (ある程度進んだ)		○若者のU・Iターン就職を促進することは、子どもを持つことを希望する世代の県内定着につながる。 ○県の調査（H29※3）結果を分析すると、正規雇用の男性に比べて非正規雇用の男性の未婚率が大幅に高くなっている。雇用形態が婚姻状況に影響することが見てとれることから、不本意非正規雇用者の正規化を進めることは、結婚の希望をかなえることにつながる。	○25～34歳の不本意非正規社員割合は低下しているものの（H25:30.3%→H29:22.4%）、政府は氷河期世代の正規雇用を目指しに掲げ、集中支援策をまとめた。	○	取組内容に「就職氷河期世代への支援」を盛り込み、当該世代の安定した就労を希望する人を対象に、相談、教育訓練から就職までの切れ目ない支援等に取り組む。 「就職氷河期世代への支援」を含めるため、項目名を「若者等」とする。 「若者等の雇用対策」
3 出逢いの支援	☺	☺	☺	☺ (進んだ)		○日本の嫡出でない子（婚外子）割合は2.2%（H29）である。日本においては、子どもを持つ希望をかなえる前段階として、結婚する人が大多数である。			これまでみえ出逢いサポートセンターの設立から重点的に会員登録数や婚活イベント等を実施する民間団体（店舗）を増やすことに力を入れてきた。その結果、会員数、イベント数等も増えるとともに、市町の取組も徐々に進んできたところである（左記の進展度も直近2年間「進んだ」）。 今後は、重点的な取り組みとなしないものの、民間団体や市町等の取組や連携をサポートするなど、地域全体で結婚を応援する取組が進むよう取り組んでいく。

重点的な取組	進展度			検討（1） 直近2年間 の進展度 ※1	検討（2） 県民の結婚や妊娠の希望をかなえる 上で特に必要と考えられるもの	検討（3） 社会的ニーズの高いと考えられる もの	結論 「重点的な取 組」とする項 目	項目名、取組内容等
	H27	H28	H29					
4 不妊に悩む家族への支援	😊	😊	😊	😊 (ある程度進んだ)	○子どもを持つことを希望しているので、少子化対策につながる。	○厚労省の調査では従業員が不妊治療をしているか把握していない企業は約7割で、同省も企業向けマニュアルを策定する方針を固めた。	○	引き続き個人への直接的な支援等を行うとともに、職場における不妊治療への理解を深め、治療を受けやすい環境づくりを推進していく。 「不妊に悩む家族への支援」
5 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実	😊	😊	😊	😊 (ある程度進んだ)		○平成30年12月に母親の妊娠期から切れ目のない医療、福祉の提供をめざす「成育基本法」が成立。 ○核家族化や地域社会でのつながりの希薄化等により育児の負担感や不安感を解消できない親が増加しており、妊産婦・乳幼児やその家族が必要な時に必要なサービスが受けられるような出産支援体制の構築が求められている。	○	各市町が妊娠・出産・育児における地域の強みを生かした切れ目のない母子保健体制を整備できるよう、人材育成や関係機関調整などを行う。体制整備により、産前産後の心身の不調や妊娠期から一人で悩みを抱えていたりする母親を支援することで、虐待の未然防止、早期発見につなげる。 「切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実」
6 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援	😊	😊	😊	😊 (ある程度進んだ)		○平成30年12月に母親の妊娠期から切れ目のない医療、福祉の提供をめざす「成育基本法」が成立。 ○産科・産婦人科医、小児科医、助産師の不足に加えて、地域間の偏在も大きい。	○	「周産期医療体制の充実」と「在宅での療育・療養支援」を分け、後者のうち医療的ケア児への支援を「発達支援及び医療的ケアが必要な子どもへの対応」に含める。 「周産期医療体制の充実」として、医師や助産師の確保や偏在是正、ハイリスク分娩に対応する周産期母子医療センターの運営支援等を行う。 「周産期医療体制の充実」
7 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援	😊	😊	😊	😊 (あまり進まなかつた)	○第7回みえ県民意識調査結果より※4	○保育・放課後児童クラブとともに待機児童が発生している状況。 ○次期「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定中。	○	待機児童の解消に向けて保育所等の整備への支援や低年齢児保育の充実を図る市町への支援、保育士等の資質向上を図るための研修等を実施する。また、人材確保のため、保育所等が働きやすい職場環境となるよう支援する。 放課後児童クラブ等の整備や運営への支援を行うとともに、放課後児童クラブ等に従事する人材の確保や資質向上に取り組む。 「保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援」

重点的な取組	進展度			検討（1） 直近2年間 の進展度 ※1	検討（2） 県民の結婚や妊娠の希望をかなえる 上で特に必要と考えられるもの	検討（3） 社会的ニーズの高いと考えられる もの	結論 「重点的な取組」とする項目	項目名、取組内容等
	H27	H28	H29					
8 男性の育児参画の推進	😊	😊	😊	😊(あまり進まなかつた)	○	○パートナーの家事・育児の参加時間が長いと、第2子以降の出生割合が増えるという調査結果がある。	○20~30代の男性の半数以上が「父親も母親と育児を分担して、積極的に参加すべき」と考えている一方、なお家事・育児時間は圧倒的に女性の方が多く、ワンオペ育�児などの社会問題も発生している。	○ 「みえの育児男子プロジェクト」の取組による普及啓発や情報発信等を進めるほか、仕事と育児を両立できる職場環境づくり等について企業等に働きかける。 「男性の育児参画の推進」
9 子育て期女性の就労に関する支援	😊	😊	😊	😊(進んだ)		○第7回みえ県民意識調査結果より※4	○令和元年6月に「女性活躍推進法」の改正法が公布。	○ 子育て期女性の再就職支援や活躍と、企業による仕事と子育てとの両立は大きく関連することから、この2項目を統合し、「仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進」とする。 働く意欲のある人がいきいきと働けるよう、働き方改革や女性の就労継続支援等に取り組む。複雑・多様化する労働相談に対応できるよう、相談体制の充実を図る。 「仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進」
10 企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援	😊	😊	😊	😊(進んだ)		○第7回みえ県民意識調査結果より※4	○平成31年4月に働き方改革関連法が施行。	
11 子どもの貧困対策	-	😊	😊	😊(進んだ)			○平成31年5月に子どもの貧困対策推進法の改正案が成立。 ○次期「三重県子どもの貧困対策計画」、次期「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定中。	○ 教育支援や居場所づくりなどの生活支援、保護者への就労や経済的支援など、市町や関係団体等と連携して総合的に取り組む。 「子どもの貧困対策」
12 児童虐待の防止	😊	😊	😊	😊(進んだ)	○※2		○児童虐待相談対応件数は年々増加している。 ○令和元年6月に「改正児童虐待防止法」等が成立。 ○県で「子どもを虐待から守る条例」の改正を検討中。	○ 児童相談所の機能強化を図るとともに、家庭への支援、市町の相談体制への支援を行い、未然防止と的確な虐待対応に努める。啓発や関係機関との連携強化に取り組み、虐待の早期発見、早期対応につなげる。 「児童虐待の防止」

重点的な取組	進展度				検討（1） 直近2年間 の進展度 ※1	検討（2） 県民の結婚や妊娠の希望をかなえる 上で特に必要と考えられるもの	検討（3） 社会的ニーズの高いと考えられる もの	結論 「重点的な取 組」とする項 目	項目名、取組内容等
	H27	H28	H29	H30					
13 社会的養護の推進～里親委託と施設の小規模化等の推進～	☺	☺	☺	☺ (進んだ)			<ul style="list-style-type: none"> ○平成 28 年の児童福祉法改正により家庭養育優先の理念が規定され、それを受けて「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられた。 ○「三重県社会的養育推進計画」を策定中。 	○	「三重県社会的養育推進計画」に基づき、里親制度の周知や里親登録者の増加等に取り組み、里親委託を推進していく。また、より家庭的な養育環境を入所児童に提供できるよう、施設等の小規模化・多機能化を促進する。 項目名を「社会的養育」とする。 「社会的養育の推進」
14 発達支援が必要な子どもへの対応	☺	☺	☺	☺ (あまり進まなかつた)	○		<ul style="list-style-type: none"> ○平成 30 年 10 月に「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」が施行。 ○県内に設置している自閉症・発達障害支援センターにおける相談支援数や、在宅医療的ケア児数が増加傾向である。 	○	発達支援が必要な子どもへの対応に、現行プランでは「周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援」に含まれる医療的ケア児への支援を加えて、「発達支援及び医療的ケアが必要な子どもへの対応」とする。 子ども心身発達医療センターにおいて、治療・療育を行うとともに、専門人材の育成支援、幼稚園等への C L M 導入等を進める。 医療的ケア児の支援者を総合調整するコーディネーターの育成や、支援者へ助言指導する体制整備に取り組んでいく。 「発達支援及び医療的ケアが必要な子どもへの対応」

※1 直近2年間（平成 29、30 年度）の進展度に「進まなかった」または「あまり進まなかった」が一つでもある項目に「○」を入力。

※2 「児童虐待の防止」の平成 29 年度の進展度に関して、平成 29 年 8 月に女児に暴行を加えて死亡させたとして傷害致死等の罪に問われた被告の裁判で、令和元年 7 月に最高裁が被告の上告を棄却する決定をして、懲役とした一、二審判決が確定した。

※3 結婚や妊娠・出産、子育てに関する県民意識調査（県少子化対策課、平成 29 年度）

※4 第 7 回みえ県民意識調査の設問（18～40 歳代が対象）「どのようなことがあれば、あなたは（もっと）子どもがほしいと思いますか。」に対する回答の上位項目（30%以上の人人が選択したもの）に関連する取組に「○」を入力している。
「幼稚園・保育所などの費用の補助（49.7%）」「職場の理解（41.9%）」「幼稚園・保育所の充実（33.9%）」「勤務先の産休・育児休業制度（33.9%）」